

## 1 条例制定の背景目的

・固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が進んでいるところですが、建築基準法、都市計画法等の適用を受けない太陽光及び風力発電施設については、様々な問題等が顕在化しています。

### <全国的な太陽光・風力発電に関する問題等>

- 景観・眺望の阻害
- 騒音・振動
- 土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- 太陽光パネルの反射光による住環境の悪化
- 設置計画の近隣への説明不足、信頼関係構築不足
- 風車による周辺の自然環境への影響 等

・町は、平成 25 年に日出町発電設備設置事業指導要綱を定め、大規模な発電設備の設置に対して、適正な事業の誘導や災害の防止に努めてきましたが、今回、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電設備等の設置等に必要な基準を定めることで、良好な環境や安全な町民生活を確保することを目的に条例を制定しました。

## 2 太陽光発電設備等の設置等に関する基準（設置等基準）と抑制地域

### 設置等基準（5条）… 設置と管理等の基準

- ②太陽光発電設備等について、
  - (1)防災上の措置
    - 地盤の安定性の確保・勾配
    - 擁壁の設置・構造
    - 法面の構造・保護
    - 排水施設の設置・調整池の設置 等
  - (2)生活環境の保全を図るための措置
    - 遮蔽措置
    - パネルの反射光
    - 色彩 等
  - (3)設備等の安全性の確保
    - 構造上の安全性
    - 基礎 等
  - (4)設備等の廃止後の行う措置
    - 撤去時の措置
  - (5)その他の事項
    - 適切な保守点検・維持管理 等

### 抑制区域（6条）

- 設備等の設置自体が、地域環境に悪影響を及ぼす地域をあらかじめ示し、設置者に事業区域に含まないように求める。設備等と地域環境との共生を図る。
- ②(1)～(9)他法令で指定等を受けている地域
    - (1) 砂防指定土地
    - (2) 文化財が所在する土地の区域
    - (3) 保安林
    - (4) 農用地区域（第1種農地）
    - (5) 地すべり防止区域
    - (6) 河川保全区域
    - (7) 急傾斜地崩壊危険区域
    - (8) 土砂災害特別警戒区域
    - (9) 鳥獣保護区
    - (10)必要に応じ規制する、規則で定める地域。
- ※生活環境の配慮や自然環境の保全すべき地域など

設置等基準の適用は、事業区域の規模等にかかわらず、条例施行後に工事着手する全ての施設に適用されます。

## 3 住民との調整 … 近隣関係者への説明（8条）

事業計画の届出の前に、近隣関係者への説明が必要です。

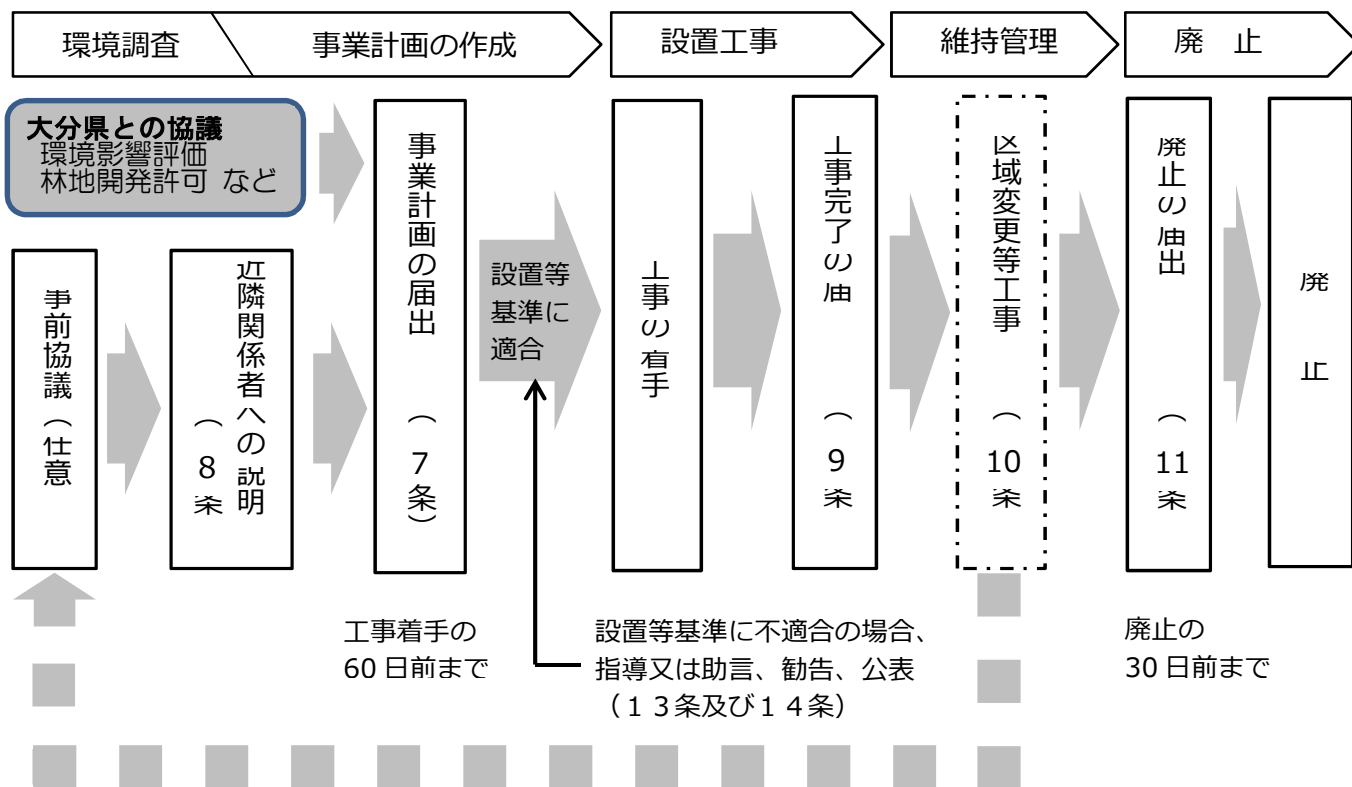
近隣関係者とは、太陽光発電設備等の設置等に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者です。

なお、近隣関係者への説明が必要な届出は、事業計画の他に、事業計画の変更、設置者の氏名等の変更、区域変更等工事、設置工事完了後の設置者又は管理者の氏名等の変更です。

## 4 届出対象 (7条①)

太陽光発電設備 事業区域の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上  
 風力発電設備 出力が 5,000 kW以上

## 5 設置工事の等の標準的な流れ (7条①)



## 6 立入検査等 (12条～14条、18条、19条)

- 立入検査等 (12条)** 条例の施行に関し必要があると認めるときは、報告を求め、事務所・事業区域に立ち入り、設備等の状況、帳簿の検査等を行います。
- 指導・助言等 (13条)** 事業計画等の届出の際、設置等基準に不適合があった場合は、指導・助言を行います。  
 また、立入検査で報告があった場合、必要に応じて指導・助言を行います。
- 勧告等の対象 (14条)** 工事完了又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、条例の規定に基づく報告をしない又は虚偽の報告をしたときは、勧告する。  
 勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その内容を公表する。
- 罰則 (18条)** 事業計画、その変更等に係る届出をせず、又は虚偽の届出等を行った場合、  
**両罰規定 (19条)** 5万円以下の罰金